

千葉北部地域森林計画 新・旧対照表

変更計画		現計画	
千葉北部地域森林計画変更計画書		千葉北部地域森林計画変更計画書	
目次		目次	
I・II【略】 III 計画事項 第1・第2【略】 第3 森林の整備に関する事項 1～4 (略) 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 (1)～(4) (略) (5) <u>林産物の搬出方法等</u> (6) 【略】 6 【略】		I・II【略】 III 計画事項 第1・第2【略】 第3 森林の整備に関する事項 1～4 【略】 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 (1)～(4) 【略】 (5) <u>更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法</u> (6) 【略】 6 【略】	
千葉北部森林計画区の位置図 【略】		千葉北部森林計画区の位置図 【略】	
I・II 【略】 III 計画事項 第1 【略】 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 表－15 森林機能別の整備・保全の基本方針		I・II 【略】 III 計画事項 第1 【略】 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 表－15 森林機能別の整備・保全の基本方針	
森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	<u>洪水の緩和</u> や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、水源地の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。 【以下、略】	水源涵養機能 ^{かん}	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、水源地の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。 【以下、略】

山地災害防止機能／土壤保全機能	【略】
快適環境形成機能	【略】
保健・レクリエーション機能	【略】
文化機能	景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致の 保存 のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
生物多様性保全機能	【略】
木材等生産機能	【略】

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壤等森林の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の素材生産の動向、野生生物の生息状況等を勘案して、立木竹の伐採に関する事項を定めるものとします。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するこ

山地災害防止機能／土壤保全機能	【略】
快適環境形成機能	【略】
保健・レクリエーション機能	【略】
文化機能	景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
生物多様性保全機能	【略】
木材等生産機能	【略】

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壤等森林の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の素材生産の動向、野生生物の生息状況等を勘案して、立木竹の伐採に関する事項を定めるものとします。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するこ

とします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めて伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。

なお、集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認したうえで配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうちイの択伐以外のものとし、次のとおり実施することとします。

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、大面積での皆伐を避け、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮しつつ、適確な更新を図ることとします。

(イ) 【略】

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)時期に関する指標であり、また、制限林の伐採規制等に用いられるものです。

市町村内に生育する主要樹種ごとに、次の表に示す林齢(標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢)を基礎とし、森林の持つ公益的機能、平均伐採齢及び森林資源の構成を勘案して定めるものとします。

なお、この指針は、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務付けるものではありません。

また、非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病虫害の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採、気象害の被害森林における森林の再生のための伐採、道路や電線など重要インフラ等周辺森林の倒木や落枝による被害防止のための伐採については、標準伐期齢を適用しない旨定めることができるものとします。

とします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めて伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうちイの択伐以外のものとし、次のとおり実施することとします。

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

(イ) 【略】

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)時期に関する指標であり、また、制限林の伐採規制等に用いられるものです。

市町村内に生育する主要樹種ごとに、次の表に示す林齢(標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢)を基礎とし、森林の持つ公益的機能、平均伐採齢及び森林資源の構成を勘案して定めるものとします。

なお、この指針は、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務付けるものではありません。

また、非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病虫害の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採、気象害の被害森林における森林の再生のための伐採、道路や電線など重要インフラ等周辺森林の倒木や落枝による被害防止のための伐採については、標準伐期齢を適用しない旨定めることができるものとします。

特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記標準伐期齢を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた標準伐期齢の設定を検討することとします。

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壌等の森林の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の木材の利用状況、野生生物の生息状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林すべき樹種は適地適木を旨として、市町村内の森林の立地条件、木材の利用状況及び森林の造成目的を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要です。

また、将来にわたって森林経営を維持しようとする場合には、スギ・ヒノキを主体に定めるものとしますが、森林を良好な状態に維持するための危険分散として多様な森林づくりに配慮しようとする場合で、その他の樹種を造林しようとする場合には、森林の風倒被害対策の技術資料(案)等を参考に選定することとします。

またこれ以外の樹種についても必要がある場合には、各市町村において別途指針を定めるものとします。

なお、スギやヒノキによる人工造林に当たっては、花粉症対策に資する少花粉品種等の苗木や供給状況に応じて、特定苗木を活用するよう努めることとします。

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壌等の森林の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の木材の利用状況、野生生物の生息状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林すべき樹種は適地適木を旨として、市町村内の森林の立地条件、木材の利用状況及び森林の造成目的を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要です。

また、将来にわたって森林経営や森林を良好な状態に維持するための危険分散としての多様な森林づくりに配慮し、スギ・ヒノキ以外の樹種についても必要に応じ指針を定めるものとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図ることを旨として、以下のとおり定めるものとします。

(ア) 人工林の植栽本数

植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産又は防災など造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の植栽本数などを勘案して、主要樹種について、次の表を参考に定めるものとします。

なお、多様な森林づくりを進める観点及び効率的な施業実施の観点や、コンテナ苗の活用による伐採・造林の一貫システム、低密度植栽などの低コスト施業及び効率的な施業実施の観点等から、次表によらない造林計画については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定することとします。

また、しいたけ原木林においては、皆伐後に他の樹種が優占する場合には、コナラ・クヌギの苗木を、ぼう芽枝を含めて3,000本/haとなるように植栽することとします。

樹種	仕立て方法	1ha当たり植栽本数
スギ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
ヒノキ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000

(イ) 育成複層林における植栽本数

択伐後の植栽本数は、伐採材積と伐採前の当該森林の蓄積との比率に応じて、(ア)の植栽本数から決定することとします。

また、帯状・群状の皆伐後の植栽本数は、伐採面積に(ア)の植栽本数を乗じた本数を植栽することとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図ることを旨として、以下のとおり定めるものとします。

(ア) 人工林の植栽本数

植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産又は防災など造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の植栽本数などを勘案して、主要樹種について、次の表を参考に定めるものとします。

なお、多様な森林づくりを進める観点及び効率的な施業実施の観点や、コンテナ苗の活用による伐採・造林の一貫システムなどの低コスト施業及び効率的な施業実施の観点等から、次表によらない造林計画については、林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定することとします。

また、しいたけ原木林においては、皆伐後に他の樹種が優占する場合には、コナラ・クヌギの苗木を、ぼう芽枝を含めて3,000本/haとなるように植栽することとします。

樹種	仕立て方法	1ha当たり植栽本数
スギ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
ヒノキ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000

(イ) 育成複層林における植栽本数

択伐後の植栽本数は、伐採材積と伐採前の当該森林の蓄積との比率に応じて、(ア)の植栽本数から決定することとします。

また、帯状・群状の皆伐後の植栽本数は、伐採面積に(ア)の植栽本数を乗じた本数を植栽することとします。

なお、(ア)の表によらない造林計画については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定することとします。

(ウ) 【略】

ウ 【略】

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在などの森林の現況、気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力の活用により適確に更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、本計画区においては天然更新樹種を下記のとおり定めます。

なお、道路や電線に沿った箇所等で、下記によらない場合については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や林業普及指導員の技術的助言等を参考に天然更新樹種を定めることとします。

イ・ウ 【略】

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽により造成された森林、ぼう芽更新に適した樹種や種子を供給する母樹が存在しない森林、林床や地表の状況、病虫獣害の発生状況等により、天然更新が期待されない森林については、人工造林による適確な更新を行うこととします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準等を定めるものとします。

(4) 【略】

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、市町村内の森林資源の構成及び間伐・保育の実施状況を勘案して間伐及び保育に関する事項を定めるものとします。

(1) 【略】

(ウ) 【略】

ウ 【略】

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力の活用により適確に更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、本計画区においては天然更新樹種を下記のとおり定めます。

なお、道路や電線に沿った箇所等で、下記によらない場合については、林業普及指導員の技術的助言等を参考に天然更新樹種を定めることとします。

イ・ウ 【略】

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽により造成された森林、ぼう芽更新に適した樹種や種子を供給する母樹が存在しない森林、林床や地表の状況、病虫獣害の発生状況等により、天然更新が期待されない森林については、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定めるものとします。

(4) 【略】

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、市町村内の森林資源の構成及び間伐・保育の実施状況を勘案して間伐及び保育に関する事項を定めるものとします。

(1) 【略】

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育促進及び健全化を図るため、次の表に示す内容を基礎とし、また、既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

【表、略】

ア 下刈り、つる切りの方法等

下刈り及びつる切りは、省力化・効率化に留意し、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期や回数及び作業方法により行うこととします。

(3) その他必要な事項

ア 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについて、積極的に間伐又は保育を推進するものとします。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械を活用した伐採や列状間伐等効率的な施業の実施を図るものとします。

イ～エ 【略】

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として公益的機能別施業森林等に関する事項を定めるものとします。なお、(1)の各公益的機能別施業森林の区域や(2)の木材の生産機能の維持増進を図る森林施業を推進すべき森林の区域は重複することができることとしますが、この場合には、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林は、「Ⅲの第2の1の(1)に示す森林の有する機能」のうち「水源涵養機能」、「山地災害防止／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、及び「生物多様性保全機能」の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とします。

なお、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育促進及び健全化を図るため、次の表に示す内容を基礎とし、また、既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

【表、略】

ア 下刈り、つる切りの方法等

下刈り及びつる切りは、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととします。

イ～エ 【略】

(3) その他必要な事項

ア 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについて、積極的に間伐又は保育を推進するものとします。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械を活用した伐採等効率的な施業の実施を図るものとします。

イ～エ 【略】

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として公益的機能別施業森林等に関する事項を定めるものとします。なお、(1)の各公益的機能別施業森林の区域や(2)の木材の生産機能の維持増進を図る森林施業を推進すべき森林の区域は重複することができることとしますが、この場合には、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林は、「Ⅲの第2の1の(1)に示す森林の有する機能」のうち「水源涵養機能」、「山地災害防止／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、及び「生物多様性保全機能」の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とします。

なお、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保

全機能」の3機能を併せて「保健文化機能」として区分することとします。

ア 区域の設定の基準に関する指針

保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）等を参考に、以下のとおり基準を定めることとします。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、遊水池、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域とします。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林）

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や、地形や地質、土壌等の特性から山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林であり、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防止を図る必要のある森林の区域とします。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林や県民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等の森林であって、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気

全機能」の3機能を併せて「保健文化機能」として区分することとします。

ア 区域の設定の基準に関する指針

保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）等を参考に、以下のとおり基準を定めることとします。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、遊水池、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域とします。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林）

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や、地形や地質、土壌等の特性から山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林であり、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防止を図る必要のある森林の区域とします。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林や県民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林であって、風や霧等の自然

温や湿度を調整する等、地域の快適な生活環境の形成に資する森林の区域とします。

③ 【略】

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林において推進されるべき公益的機能別森林施業は、「Ⅲの第2の1の(2)に定めた森林整備及び保全の基本方針」を踏まえ、市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林ごとに定めることとします。

なお、公益的機能別森林施業の設定に当たっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めなければならないものとします。

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とします。

また、健全な水循環を確保するため、未立木地等への植栽、モザイク的な配置に留意した伐採・更新の確保、一伐採面積の縮小・伐採箇所分散及び伐採林齢の長期化を図ることとします。

さらに、自然条件や県民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入等天然力を活用した施業も推進することとします。

(イ)～(エ) 【略】

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域を「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域」として設定することとします。また、この区域のうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等からの距離等の社会条件、森林の一体性を勘案し、特に効率的な森林施業が可能な森林を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定することと

的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等、地域の快適な生活環境の形成に資する森林の区域とします。

③ 【略】

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林において推進されるべき公益的機能別森林施業は、「Ⅲの第2の1の(2)に定めた森林整備及び保全の基本方針」を踏まえ、市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林ごとに定めることとします。

なお、公益的機能別森林施業の設定に当たっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めなければならないものとします。

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とします。

また、健全な水循環を確保するため、未立木地等への植栽、モザイク的な配置に留意した伐採・更新の確保、一伐採面積の縮小・伐採箇所分散及び伐採林齢の長期化を図ることとします。

さらに、自然条件や県民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入等天然力を活用した施業も推進することとします。

(イ)～(エ) 【略】

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。

なお、(1)の公益的機能別施業森林と木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複することができませんが、この場合は、公益的機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めることとします。

します。

なお、(1)の公益的機能別施業森林と木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複することができませんが、この場合は、公益的機能の発揮に支障が生じないよう、施業方法を定めることとします。

イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、多様な木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための植栽による確実な更新、適切な保育及び間伐等を推進することを基本とします。

この場合、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や高性能林業機械化導入による生産性の向上等を推進することとします。

また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、次の表に示す「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなるものとします。

また、林道等路網の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に森林施業や木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進することとします。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しつつ、林道等路網を適切に組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、多様な木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための植栽による確実な更新、適切な保育及び間伐等を推進することを基本とします。

この場合、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や高性能林業機械化導入による生産性の向上等を推進することとします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化するなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するとともに、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じ、環境負荷低減に配慮するものとします。また、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次の表に示す「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

表 【略】

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

森林の利用形態、地形・地質に応じた高性能林業機械の導入により、特に林産物の搬出方法等、低コストで効率的な作業システムについて、下表を目安とした基幹路網及び森林作業道を適切に組み合わせた路網整備(既設路網の改良を含む。)を計画的に推進します。

また、本計画対象森林内の公道(国、県、市町村道、農道等(幅員3.0m以上の道路))及び既設林道の延長を計測した結果、下表の基幹路網の路網密度を超えている市町村については、高性能林業機械を使用した効率的な作業システム等に必要な森林作業道の計画を推進します。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系	110以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系	85以上	25以上
	架線系	25以上	25以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系	60<50>以上	20以上
	架線系	20<15>以上	20以上
急峻地(35°～)	架線系	5以上	5以上

注1:「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2:「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

3:「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化

森林の利用形態、地形・地質に応じた高性能林業機械の導入により、特に林産物の搬出方法等、低コストで効率的な作業システムについて、下表を目安とした基幹路網及び森林作業道を適切に組み合わせた路網整備(既設路網の改良を含む。)を計画的に推進します。

また、本計画対象森林内の公道(国、県、市町村道、農道等(幅員3.0m以上の道路))及び既設林道の延長を計測した結果、下表の基幹路網の路網密度を超えている市町村については、高性能林業機械を使用した効率的な作業システム等に必要な森林作業道の計画を推進します。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系	75以上	25以上
	架線系	25以上	25以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系	60以上	15以上
	架線系	15以上	15以上
急峻地(35°～)	架線系	5以上	5以上

など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(3)・(4) 【略】

(5) 林産物の搬出方法

ア 林産物の搬出方法

集材路作設等に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に従い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) 【略】

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1)・(2) 【略】

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体質強化

「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年5月24日法律第45号）に基づき、知事が指定する林業労働力確保支援センターを中核として、雇用管理の改善及び事業の合理化に取り組む林業事業体を認定事業主として認定し、高性能林業機械の導入や森林施業プランナーの育成の支援、ICTを活用した生産管理手法の導入、コストマネジメント能力の向上等、経営基盤の強化に向けて効果的な支援措置を実施することとします。

イ～ウ 【略】

(4) 【略】

(5) 林産物の利用促進及びそのための施設の整備に関する事項

持続可能な森林資源の循環を図っていくためには、Ⅲの第3の6「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施

(3)・(4) 【略】

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

ア・イ 【新設】

該当なし

(6) 【略】

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1)・(2) 【略】

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体質強化

「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年5月24日法律第45号）に基づき、知事が指定する林業労働力確保支援センターを中核として、雇用管理の改善及び事業の合理化に取り組む林業事業体を認定事業主として認定し、高性能林業機械の導入や森林施業プランナーの育成の支援、コストマネジメント能力の向上等、経営基盤の強化に向けて効果的な支援措置を実施することとします。

イ～ウ 【略】

(4) 【略】

(5) 林産物の利用促進及びそのための施設の整備に関する事項

持続可能な森林資源の循環を図っていくためには、38ページのⅢの第3の6「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」により森林施業の合理化を進めてい

業の合理化に関する事項」により森林施業の合理化を進めていきますが、併せて、生産された木材の流通・加工体制の整備等を行い、適切な木材の利用促進を図っていく必要があります。そのために計画的でコストの削減を目指した木材生産を推進し、供給者と需要者との協定等により安定した需給体制の整備に努めるものとします。

今後、森林整備により供給される木材の利用を推進するため、木造住宅等への安定した供給体制の整備、公共建築物等における木材利用体制の整備、木質バイオマスの利用拡大等を目指します。また、新規用途開発された木質部材や木材製品の普及、広葉樹を含む多様な樹種の活用等による新たな県産木材の需要拡大に努めます。併せて、東日本大震災による影響で供給が減少したしいたけ原木の不足を補うため、供給体制の整備に努めるものとします。

ア 【略】

イ 建築物等における木材利用体制の整備

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律36号)に基づき策定予定の県方針により、「県産木材利用推進庁内連絡会議」等を活用して、建築物への地域材の供給等に関する調整、情報提供、設計技術者への支援等、木材利用体制の整備を図り、建築物における木材利用を推進します。さらに、備品、消耗品、公共土木工事における木材利用についても併せて推進します。

また、市町村における建築物等への木材利用を促進するために市町村方針の策定を働きかけるものとします。

ウ 低質材の利用拡大

低質材（病虫被害材、風倒木等）の公共建築物等への積極的な利用を図るため、事例紹介などにより、低質材の利用拡大に努めるものとします。

エ～カ 【略】

(6) 【略】

きますが、併せて、生産された木材の流通・加工体制の整備等を行い、適切な木材の利用促進を図っていく必要があります。そのために計画的でコストの削減を目指した木材生産を推進し、供給者と需要者との協定等により安定した需給体制の整備に努めるものとします。

今後、森林整備により供給される木材の利用を推進するため、木造住宅等への安定した供給体制の整備、公共建築物等における木材利用体制の整備、木質バイオマスの利用拡大等を目指します。また、新規用途開発された木質部材や木材製品の普及、広葉樹を含む多様な樹種の活用等による新たな県産木材の需要拡大に努めます。併せて、東日本大震災による影響で供給が減少したしいたけ原木の不足を補うため、供給体制の整備に努めるものとします。

ア 【略】

イ 公共建築物等における木材利用体制の整備

平成23年3月に策定した「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」に基づき、「県産木材利用推進庁内連絡会議」等を活用して、公共施設への地域材の供給等に関する調整、情報提供、設計技術者への支援等、木材利用体制の整備を図り、公共建築物における木材利用を推進します。さらに、備品、消耗品、公共土木工事における木材利用についても併せて推進します。

また、市町村における公共建築物等への木材利用を促進するために「市町村の公共建築物等における木材利用促進方針」の策定を働きかけるものとします。

ウ 木質バイオマスの利用拡大

未利用森林資源（間伐材、低質材、被害材、林地残材等）の積極的な利用を図るため、関係機関と連携の上、供給者側と需要者側の協定等により、チップや木質ペレット、薪などのボイラーへの熱源やバイオマス発電等への安定した木材供給を進め、木質バイオマスの利用拡大に努めるものとします。

エ～カ 【略】

(6) 【略】

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

森林の土地の保全については、Ⅲの第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林整備及び保全に関する基本的事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとします。

なお、土地の形質変更にあたっては、良好な地域環境の整備を推進する観点に立って、地域住民等の意見等を収集した上で、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、事業者に確実な緑化を実施させることにより、森林の持つ公益的機能の早期回復と維持に努めることとします。

また、土石等の切土、盛土を行う場合は、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害発生をもたらすことのないよう、現地における水源の確保、環境保全に支障を来たすことのないよう、現地の状況に応じ、法面の緑化、擁壁等の防災施設及び調節池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずるものとします。

(2)～(3) 【略】

(4) その他必要な事項

林地開発許可等により一時的に転用（砂利採取、残土埋立等）された森林においては、Ⅰの第3の1の(2)「目指すべき森林と森林づくりの方向性（表-1・2）」、Ⅲの第2の1の(1)の「各機能の発揮の上から望ましい森林の姿」及びⅢの第3の2「造林に関する事項」等を踏まえ、千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針（平成30年8月）に従い、事業者に確実な緑化を実施させることにより、森林の持つ公益的機能の早期回復と維持に努めることとします。

2～4 【略】

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 【略】

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

森林の土地の保全については、Ⅲの第2の1の森林の整備及び保全の目標その他森林整備及び保全に関する基本的事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとします。

なお、土地の形質変更にあたっては、良好な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、確実に緑化を実施することにより、森林の持つ公益的機能の早期回復と維持に努めることとします。

また、土石の切取、盛土を行う場合は地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害発生をもたらすことのないよう、現地における水源の確保、環境保全に支障を来たすことのないよう、現地の状況に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるもの

(2)～(3) 【略】

(4) その他必要な事項

林地開発許可等により一時的に転用（砂利採取、残土埋立等）された森林においては、Ⅰの第3の1の(2)目指すべき森林と森林づくりの方向性（表-1・2）」、Ⅲの第2の1の(1)森林の整備及び保全の目標」及びⅢの第3の2「造林に関する事項」等を踏まえ、県が作成した千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針（平成22年10月）に従い確実に緑化を実施することにより、森林の持つ公益的機能の早期回復と維持に努めることとします。

2～4 【略】

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 【略】

第6 計画量等

1～3 【略】

4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設/拡張	種類	(区分)	位置(市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	備考
開設	自動車道	林道	市原市	加茂線	(0.4) 1	136	○	
〃	〃	〃	〃	東郷線	(1.7) 1	80		
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>戸面蔵玉支線</u>	<u>(1.0) 1</u>	<u>25</u>		
開設計			計	<u>3</u> 路線	<u>(3.1) 3</u>			
【以下略】								

5・6 【略】

第7 その他必要な事項

【略】

(附) 参考資料

【略】

第6 計画量等

1～3 【略】

4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設/拡張	種類	(区分)	位置(市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	備考
開設	自動車道	林道	市原市	加茂線	(0.4) 1	136	○	
〃	〃	〃	〃	東郷線	(1.7) 1	80		
開設計			計	<u>2</u> 路線	<u>(2.1) 2</u>			
【以下略】								

5・6 【略】

第7 その他必要な事項

【略】

(附) 参考資料

【略】

千葉南部地域森林計画 新・旧対照表

変更計画		現計画	
千葉南部地域森林計画変更計画書		千葉南部地域森林計画計画書	
目次		目次	
I・II【略】 III 計画事項 第1・第2【略】 第3 森林の整備に関する事項 1～4 (略) 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 (1)～(4) (略) (5) <u>林産物の搬出方法等</u> (6) 【略】 6 【略】		I・II【略】 III 計画事項 第1・第2【略】 第3 森林の整備に関する事項 1～4 【略】 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 (1)～(4) 【略】 (5) <u>更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法</u> (6) 【略】 6 【略】	
千葉南部森林計画区の位置図 【略】		千葉南部森林計画区の位置図 【略】	
I・II 【略】 III 計画事項 第1 【略】 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 表－15 森林機能別の整備・保全の基本方針		I・II 【略】 III 計画事項 第1 【略】 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 表－15 森林機能別の整備・保全の基本方針	
森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
<small>かん</small> 水源涵養機能	<u>洪水の緩和</u> や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、水源地の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。 【以下、略】	<small>かん</small> 水源涵養機能	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、水源地の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。 【以下、略】

山地災害防止機能／土壤保全機能	【略】
快適環境形成機能	【略】
保健・レクリエーション機能	【略】
文化機能	景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致の 保存 のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
生物多様性保全機能	【略】
木材等生産機能	【略】

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壤等森林の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の素材生産の動向、野生生物の生息状況等を勘案して、立木竹の伐採に関する事項を定めるものとします。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するこ

山地災害防止機能／土壤保全機能	【略】
快適環境形成機能	【略】
保健・レクリエーション機能	【略】
文化機能	景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
生物多様性保全機能	【略】
木材等生産機能	【略】

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壤等森林の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の素材生産の動向、野生生物の生息状況等を勘案して、立木竹の伐採に関する事項を定めるものとします。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するこ

とします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めて伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。

なお、集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認したうえで配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうちイの択伐以外のものとし、次のとおり実施することとします。

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、大面積での皆伐を避け、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮しつつ、適確な更新を図ることとします。

(イ) 【略】

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）時期に関する指標であり、また、制限林の伐採規制等に用いられるものです。

市町村内に生育する主要樹種ごとに、次の表に示す林齢（標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢）を基礎とし、森林の持つ公益的機能、平均伐採齢及び森林資源の構成を勘案して定めるものとします。

なお、この指針は、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務づけるものではありません。

また、非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病虫害の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採、気象害の被害森林における森林の再生のための伐採、道路や電線など重要インフラ等周辺森林の倒木や落枝による被害防止のための伐採については、標準伐期齢を適用しない旨定めることができるものとします。

とします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めて伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうちイの択伐以外のものとし、次のとおり実施することとします。

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

(イ) 【略】

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）時期に関する指標であり、また、制限林の伐採規制等に用いられるものです。

市町村内に生育する主要樹種ごとに、次の表に示す林齢（標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢）を基礎とし、森林の持つ公益的機能、平均伐採齢及び森林資源の構成を勘案して定めるものとします。

なお、この指針は、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務づけるものではありません。

また、非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病虫害の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採、気象害の被害森林における森林の再生のための伐採、道路や電線など重要インフラ等周辺森林の倒木や落枝による被害防止のための伐採については、標準伐期齢を適用しない旨定めることができるものとします。

特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記標準伐期齢を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた標準伐期齢の設定を検討することとします。

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壌等の森林の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の木材の利用状況、野生生物の生息状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林すべき樹種は適地適木を旨として、市町村内の森林の立地条件、木材の利用状況及び森林の造成目的を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要です。

また、将来にわたって森林経営を維持しようとする場合には、スギ・ヒノキ・クヌギを主体に定めるものとしますが、森林を良好な状態に維持するための危険分散として多様な森林づくりに配慮しようとする場合で、その他の樹種を造林しようとする場合には、森林の風倒被害対策の技術資料(案)等を参考に選定することとします。

またこれ以外の樹種についても必要がある場合には、各市町村において別途指針を定めるものとします。

なお、スギやヒノキによる人工造林に当たっては、花粉症対策に資する少花粉品種等の苗木や供給状況に応じて、特定苗木を活用するよう努めることとします。

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壌等の森林の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の木材の利用状況、野生生物の生息状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林すべき樹種は適地適木を旨として、市町村内の森林の立地条件、木材の利用状況及び森林の造成目的を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要です。

また、将来にわたって森林経営や森林を良好な状態に維持するための危険分散としての多様な森林づくりに配慮して、スギ・ヒノキ・クヌギを主体に定めるものとしますが、その他の樹種についても必要に応じ指針を定めるものとします。

なお、スギやヒノキによる人工造林に当たっては、花粉症対策に資する少花粉品種等の苗木を活用するよう努めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図ることを旨として、以下のとおり定めるものとします。

(ア) 人工林の植栽本数

植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産又は防災など造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の植栽本数などを勘案して、主要樹種について、次の表を参考に定めるものとします。

なお、多様な森林づくりを進める観点及び効率的な施業実施の観点や、コンテナ苗の活用による伐採・造林の一貫システム、低密度植栽などの低コスト施業及び効率的な施業実施の観点等から、次表によらない造林計画については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定することとします。

また、しいたけ原木林においては、皆伐後に他の樹種が優占する場合には、コナラ・クヌギの苗木を、ぼう芽枝を含めて3,000本/haとなるように植栽することとします。

樹 種	仕立て方法	1ha当たり植栽本数
ス ギ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
ヒ ノ キ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000

(イ) 育成複層林における植栽本数

択伐後の植栽本数は、伐採材積と伐採前の当該森林の蓄積との比

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図ることを旨として、以下のとおり定めるものとします。

(ア) 人工林の植栽本数

植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産又は防災など造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の植栽本数などを勘案して、主要樹種について、次の表を参考に定めるものとします。

なお、多様な森林づくりを進める観点及び効率的な施業実施の観点や、コンテナ苗の活用による伐採・造林の一貫システムなどの低コスト施業及び効率的な施業実施の観点等から、次表によらない造林計画については、林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定することとします。

また、しいたけ原木林においては、皆伐後に他の樹種が優占する場合には、コナラ・クヌギの苗木を、ぼう芽枝を含めて3,000本/haとなるように植栽することとします。

樹 種	仕立て方法	1ha当たり植栽本数
ス ギ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
ヒ ノ キ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000

(イ) 育成複層林における植栽本数

択伐後の植栽本数は、伐採材積と伐採前の当該森林の蓄積との比

率に応じて、(ア)の植栽 本数から決定することとします。

また、带状・群状の皆伐後の植栽本数は、伐採面積に(ア)の植栽本数を乗じた本数を植栽することとします。

なお、(ア)の表によらない造林計画については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定することとします。

(ウ) 【略】

ウ 【略】

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力の活用により適確に更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、本計画区においては天然更新樹種を 下記のとおり定めます。

なお、道路や電線に沿った箇所等で、下記によらない場合については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や林業普及指導員の技術的助言等を参考に天然更新樹種を定めることとします。

イ・ウ 【略】

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽により造成された森林、ぼう芽更新に適した樹種や種子を供給する母樹が存在しない森林、林床や地表の状況、病虫獣害の発生状況等により、天然更新が期待されない森林については、人工造林による適確な更新を行うこととします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準等を定めるものとします。

(4) 【略】

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、市町村内の森林

率に応じて、(ア)の植栽 本数から決定することとします。

また、带状・群状の皆伐後の植栽本数は、伐採面積に(ア)の植栽本数を乗じた本数を植栽することとします。

(ウ) 【略】

ウ 【略】

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力の活用により適確に更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、本計画区においては天然更新樹種を 下記のとおり定めます。

なお、道路や電線に沿った箇所等で、下記によらない場合については、林業普及指導員の技術的助言等を参考に天然更新樹種を定めることとします。

イ・ウ 【略】

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽により造成された森林、ぼう芽更新に適した樹種や種子を供給する母樹が存在しない森林、林床や地表の状況、病虫獣害の発生状況等により、天然更新が期待されない森林については、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定めるものとします。

(4) 【略】

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、市町村内の森林資源の構成及び間伐・保育の実施状況を勘案して間伐及び保育に関

資源の構成及び間伐・保育の実施状況を勘案して間伐及び保育に関する事項を定めるものとします。

(1) 【略】

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育促進及び健全化を図るため、次の表に示す内容を基礎とし、また、既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

【表、略】

ア 下刈り・つる切りの方法等

下刈り及びつる切りは、**省力化・効率化に留意し**、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期や回数及び作業方法により行うこととします。

(3) その他必要な事項

ア 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについて、積極的に間伐又は保育を推進するものとします。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械を活用した伐採や列状間伐等効率的な施業の実施を図るものとします。

イ～エ 【略】

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林は、「Ⅲの第2の1の(1)に示す森林の有する機能」のうち「水源涵養機能」、「山地災害防止／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、及び「生物多様性保全機能」の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とします。

なお、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の3機能を併せて「保健文化機能」として区分することとします。

表 【略】

する事項を定めるものとします。

(1) 【略】

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育促進及び健全化を図るため、次の表に示す内容を基礎とし、また、既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

【表、略】

ア 下刈り、つる切りの方法等

下刈り及びつる切りは、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととします。

イ～エ 【略】

(3) その他必要な事項

ア 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについて、積極的に間伐又は保育を推進するものとします。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械を活用した伐採等効率的な施業の実施を図るものとします。

イ～エ 【略】

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林は、「Ⅲの第2の1の(1)に示す森林の有する機能」のうち「水源涵養機能」、「山地災害防止／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、及び「生物多様性保全機能」の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とします。

なお、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の3機能を併せて「保健文化機能」として区分することとします。

表 【略】

ア 区域の設定の基準

保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分(「森林の機能別調査実施要領の制定について」(昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知)に基づく評価区分をいう。)等を参考に、以下のとおり基準を定めることとします。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養機能維持増進森林)

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、遊水池、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域とします。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林)

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や、地形や地質、土壌等の特性から山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林であり、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防止を図る必要のある森林の区域とします。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(快適環境形成機能維持増進森林)

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林や県民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等の森林であって、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気

ア 区域の設定の基準

保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分(「森林の機能別調査実施要領の制定について」(昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知)に基づく評価区分をいう。)等を参考に、以下のとおり基準を定めることとします。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養機能維持増進森林)

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、遊水池、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域とします。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林)

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や、地形や地質、土壌等の特性から山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林であり、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防止を図る必要のある森林の区域とします。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(快適環境形成機能維持増進森林)

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林や県民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林であって、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温

温や湿度を調整する等、地域の快適な生活環境の形成に資する森林の区域とします。

③ 【略】

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林において推進されるべき公益的機能別森林施業は、「Ⅲの第2の1の(2)に定めた森林整備及び保全の基本方針」を踏まえ、市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林ごとに定めることとします。

なお、公益的機能別森林施業の設定に当たっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めなければならないものとします。

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とします。

また、健全な水循環を確保するため、未立木地等への植栽、モザイク的な配置に留意した伐採・更新の確保、一伐採面積の縮小・伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとします。

さらに、自然条件や県民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入等天然力を活用した施業も推進することとします。

(イ) ～(エ) 【略】

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域を「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域」として設定することとします。また、この区域のうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等からの距離等の社会条件、森林の一体性を勘案し、特に効率的な森林施業が可能な森林を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定することと

や湿度を調整する等、地域の快適な生活環境の形成に資する森林の区域とします。

③ 【略】

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林において推進されるべき公益的機能別森林施業は、「Ⅲの第2の1の(2)に定めた森林整備及び保全の基本方針」を踏まえ、市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林ごとに定めることとします。

なお、公益的機能別森林施業の設定に当たっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めなければならないものとします。

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とします。

また、健全な水循環を確保するため、未立木地等への植栽、モザイク的な配置に留意した伐採・更新の確保、一伐採面積の縮小・伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとします。

さらに、自然条件や県民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入等天然力を活用した施業も推進することとします。

(イ) ～(エ) 【略】

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。

なお、(1)の公益的機能別施業森林と木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複することができますが、この場合は、公益的機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めることとします。

します。

なお、(1)の公益的機能別施業森林と木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複することができませんが、この場合は、公益的機能の発揮に支障が生じないよう、施業方法を定めることとします。

イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、多様な木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための植栽による確実な更新、適切な保育及び間伐等を推進することを基本とします。

この場合、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や高性能林業機械化導入による生産性の向上等を推進することとします。

また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、次の表に示す「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなるものとします。

また、林道等路網の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に森林施業や木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進することとします。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しつつ、林道等路網を適切に組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

表【略】

なお、林道の開設量については、森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を図るため、路網の骨格としての機能や森林施

イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、多様な木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための植栽による確実な更新、適切な保育及び間伐等を推進することを基本とします。

この場合、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や高性能林業機械化導入による生産性の向上等を推進することとします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮するものとします。また、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次の表に示す「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

表【略】

なお、林道の開設量については、森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、「Ⅲの第6の4 林道の開設及び拡張に関する計画」のとおり計画します。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じた丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件

業の効率的な実施を確保する観点から、「Ⅲの第6の4 林道の開設及び拡張に関する計画」のとおり計画します。

また、基幹路網の安全な通行の確保及び施設の被災防止等を図るため、維持管理に努めるとともに、必要に応じ改良等を行い、森林整備の推進に資する路網を整備します。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

森林の利用形態、地形・地質に応じた高性能林業機械の導入により、特に林産物の搬出方法等、低コストで効率的な作業システムについて、下表を目安とした基幹路網及び森林作業道を適切に組み合わせた路網整備(既設路網の改良を含む。)を計画的に推進します。

また、本計画対象森林内の公道(国、県、市町村道、農道等(幅員3.0m以上の道路))及び既設林道の延長を計測した結果、下表の基幹路網の路網密度を超えている市町村については、高性能林業機械を使用した効率的な作業システム等に必要な森林作業道の計画を推進します。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系	110以上	35以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系	85以上	25以上
	架線系	25以上	25以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系	60<50>以上	20以上
	架線系	20<15>以上	20以上

が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を進めるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

さらに、基幹路網の安全な通行の確保及び施設の被災防止等を図るため、維持管理に努めるとともに、必要に応じ改良等を行い、森林整備の推進に資する路網を整備します。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

森林の利用形態、地形・地質に応じた高性能林業機械の導入により、特に林産物の搬出方法等、低コストで効率的な作業システムについて、下表を目安とした基幹路網及び森林作業道を適切に組み合わせた路網整備(既設路網の改良を含む。)を計画的に推進します。

また、本計画対象森林内の公道(国、県、市町村道、農道等(幅員3.0m以上の道路))及び既設林道の延長を計測した結果、下表の基幹路網の路網密度を超えている市町村については、高性能林業機械を使用した効率的な作業システム等に必要な森林作業道の計画を推進します。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系	100以上	35以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系	75以上	25以上
	架線系	25以上	25以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系	60以上	15以上
	架線系	15以上	15以上
急峻地(35° ~)	架線系	5以上	5以上

急峻地(35° ～)	架線系	5以上	5以上
-------------	-----	-----	-----

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

3：「急傾斜地」のくゝ書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(3)・(4) 【略】

(5) 林産物の搬出方法

ア 林産物の搬出方法

集材路作設等に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に従い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) 【略】

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1)・(2) 【略】

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体質強化

「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年5月24日法律第45号）に基づき、知事が指定する林業労働力確保支援センターを中核として、雇用管理の改善及び事業の合理化に取り組む林業事業体を

(3)・(4) 【略】

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

ア・イ 【新設】

該当なし

(6) 【略】

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1)・(2) 【略】

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体質強化

「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年5月24日法律第45号）に基づき、知事が指定する林業労働力確保支援センターを中核として、雇用管理の改善及び事業の合理化に取り組む林業事業体を

認定事業主として認定し、高性能林業機械の導入や森林施業プランナーの育成の支援、ICT を活用した生産管理手法の導入、コストマネジメント能力の向上等、経営基盤の強化に向けて効果的な支援措置を実施することとします。

イ～ウ 【略】

(4) 【略】

(5) 林産物の利用促進及びそのための施設の整備に関する事項

持続可能な森林資源の循環を図っていくためには、Ⅲの第3の6の「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」により森林施業の合理化を進めていきますが、併せて、生産された木材の流通・加工体制の整備等を行い、適切な木材の利用促進を図っていく必要があります。そのために計画的でコストの削減を目指した木材生産を推進し、供給者と需要者との協定等により安定した受給体制の整備に努めるものとします。

今後、森林整備により供給される木材の利用を推進するため、木造住宅等への安定した供給体制の整備、公共建築物等における木材利用体制の整備、木質バイオマスの利用拡大等を目指します。また、新規用途開発された木質部材や木材製品の普及、広葉樹を含む多様な樹種の活用等による新たな県産木材の需要拡大に努めます。併せて、放射性物質で汚染され供給が減少した県外からのしいたけ原木を補うため、県内での供給体制の整備を目指すこととします。

ア 【略】

イ 建築物等における木材利用体制の整備

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律36号)に基づき策定予定の県方針により、「県産利用促進庁内連絡会議」等を活用して、建築物への地域材の供給等に関する調整、情報提供、設計技術者への支援等、木材利用体制の整備を図り、建築物における木材利用を推進します。さらに、備品、消耗品、公共土木工事における木材利用についても併せて推進します。

認定事業主として認定し、高性能林業機械の導入や森林施業プランナーの育成の支援、コストマネジメント能力の向上等、経営基盤の強化に向けて効果的な支援措置を実施することとします。

イ～ウ 【略】

(4) 【略】

(5) 林産物の利用促進及びそのための施設の整備に関する事項

持続可能な森林資源の循環を図っていくためには「Ⅲの第3の6の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」により森林施業の合理化を進めていきますが、併せて、生産された木材の流通・加工体制の整備等を行い、適切な木材の利用促進を図っていく必要があります。そのために計画的でコストの削減を目指した木材生産を推進し、供給者と需要者との協定等により安定した受給体制の整備に努めるものとします。

今後、森林整備により供給される木材の利用を推進するため、木造住宅等への安定した供給体制の整備、公共建築物等における木材利用体制の整備、木質バイオマスの利用拡大等を目指します。また、新規用途開発された木質部材や木材製品の普及、広葉樹を含む多様な樹種の活用等による新たな県産木材の需要拡大に努めます。併せて、放射性物質で汚染され供給が減少した県外からのしいたけ原木を補うため、県内での供給体制の整備を目指すこととします。

ア 【略】

イ 公共建築物における木材利用体制の整備

平成23年3月に策定した「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」に基づき、「県産木材利用推進庁内連絡会議」等を活用して、公共施設への地域材の供給等に関する調整、情報提供、設計技術者への支援等、木材利用体制の整備を図り、公共建築物における木材利用を推進します。さらに、備品、消耗品、公共土木工事における木材利用についても併せて推進します。

また、市町村における公共建築物等への木材利用を促進するために「市町村の公共建築物等における木材利用促進方針」の策定を働きか

また、市町村における建築物等への木材利用を促進するために市町村方針の策定を働きかけるものとします。

ウ 低質材の利用拡大

低質材（病虫被害材、風倒木等）の公共建築物等への積極的な利用を図るため、事例紹介などにより、低質材の利用拡大に努めるものとします。

エ～カ 【略】

(6) 【略】

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全については、Ⅲの第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林整備及び保全に関する基本的事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとします。

なお、土地の形質変更に当たっては、良好な地域環境の整備を推進する観点に立って、地域住民等の意見等を収集した上で、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、事業者に確実な緑化を実施させることにより、森林の持つ公益的機能の早期回復と維持に努めることとします。

また、土石等の切土、盛土を行う場合は、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害発生をもたらすことのないよう、現地の状況に応じ、法面の緑化、擁壁等の防災施設及び調節池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずるものとします。

(2)～(3) 【略】

(4) その他必要な事項

けるものとします。

ウ 木質バイオマスの利用拡大

未利用森林資源（間伐材、低質材、被害材、林地残材等）の積極的な利用を図るため、関係機関と連携の上、供給者側と需要者側の協定等により、チップや木質ペレット、薪などのボイラーへの熱源やバイオマス発電等への安定した木材供給を進め、木質バイオマスの利用拡大に努めるものとします。

エ～カ 【略】

(6) 【略】

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全については、「Ⅲの第2の1の森林の整備及び保全の目標その他森林整備及び保全に関する基本的事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとし、土地の形質変更にあたっては、良好な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとします。

また、土石の切取、盛土を行う場合は地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害発生をもたらすことのないよう、現地の状況に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとします。

(2)～(3) 【略】

(4) その他必要な事項

林地開発許可等により一時的に転用（砂利採取、残土埋立等）された森林においては、「Iの第3の1の(2) 目指すべき森林と森林づくりの方

林地開発許可等により一時的に転用（砂利採取、残土埋立等）された森林においては、Ⅰの第3の1の(2)「目指すべき森林と森林づくりの方向性（表-1・2）」、Ⅲの第2の1の(1)の「各機能の発揮の上から望ましい森林の姿」及びⅢの第3の2「造林に関する事項」等を踏まえ、「千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針」（平成30年8月）に従い、事業者に確実に緑化を実施させることにより、森林の持つ公益的機能の早期回復と維持に努めることとします。

2～4 【略】

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

【略】

第6 計画量等

【略】

第7 その他必要な事項

【略】

(附) 参考資料

【略】

向性（表-1・2）」、「Ⅲの第2の1の(1)の各機能の発揮の上から望ましい森林の姿」及び「Ⅲの第3の2 造林に関する事項」等を踏まえ、県が作成した千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針（平成30年8月）に従いに緑化を実施することにより、森林の持つ公益的機能の早期回復と維持に努めることとします。

2～4 【略】

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

【略】

第6 計画量等

【略】

第7 その他必要な事項

【略】

(附) 参考資料

【略】